

## 1. 改定保育所保育指針の意義と性格

厚生労働省編雇用均等・児童家庭局保育課

天野 珠路

平成 20 年 3 月 28 日、改定保育所保育指針（以下「保育指針」）が公布された。

昭和 40 年に保育所保育のガイドラインとして制定された保育指針は、平成 2 年、12 年の改定を経て、この度三度目の改定となる。

今回の改定により、保育指針は、これまでの局長通知から厚生労働大臣による告示となり、遵守すべき法令として示された。これにより全国の認可保育所では、保育指針に規定されている基本原則を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならないとされた。また、保育所が子どもの保護者や地域社会から期待される役割が深化・拡大する中で、保育所の専門性を適切に発揮しながら、その社会的責任を果たしていくことが必要とされている。

改定保育指針は、1 年間の周知期間を経て、平成 21 年 4 月に公布される。各保育所においては、これまでの保育の蓄積や地域の特性を生かしつつ、保育所の今日的役割を明確にししながら、保育指針に基づく保育を豊かに展開していくことが求められる。

### 1 改定の経緯

#### (1) 保育所保育指針とは何か

- ① 保育所における保育の内容やこれに関連する運営等について定めたもの
- ② すべての子どもの最善の利益のため、全国の認可保育所が一定の保育の水準を担保するための仕組みである

ex ・児童福祉施設最低基準における保育環境、職員配置の基準・保育士資格

#### (2) 関係法令の改正等への対応

- ① 児童福祉法の改正(第 18 条の 4-保育士の保育指導業務の規定・国家資格化等)
- ② 次世代育成支援対策推進法の制定(地域における子育て支援活動の活発化等)
- ③ 社会福祉法の改正(第 75 条-利用者への情報提供の努力義務化等)
- ④ 教育基本法の改正(第 11 条-「幼児期の教育」の振興、就学前の教育の充実が課題)
- ⑤ 認定こども園制度の創設(平成 18 年創設、幼保の機能を一体化、幼保の役割の接近等)
- ⑥ 食育基本法の制定(平成 17 年制定第 20 条-学校、保育所等における食育の推進等)

#### (3) 子どもや保護者を取り巻く環境の変化

- ① 少子化・核家族化・都市化の進行  
(家族・地域社会の変容、人との関わりの希薄化等)

- ② 子どもの生活や遊びの変容  
(生活リズム、生活時間、食生活などの課題、直接経験の不足、子ども同士の関わりや子ども集団の衰退等)
- ③ 子育てへの不安感・負担感の増大、養育力の低下  
(子育ての孤立化、児童虐待の増加)
- ④ ワークライフバランスと就労支援  
(働きながら子育てをする家庭を支える地域の担い手等)

## 2 改定に当たっての基本的考え方

### (1) 大告示化による規範性の明確化

- ① 義務・努力義務・奨励、配慮事項等
- ② 改正された児童福祉施設最低基準第35条に拠る  
「保育所における保育は、養護と教育が一体的に行われるものとして、その内容については厚生労働大臣がこれを定める」→保育指針

### (2) 指針の大綱化と原則性・明解性

- ①大綱化により、基準として規定するものを基本的なものに限定し、保育所の創意工夫を促す
- ②文言を精査し、簡潔でわかりやすい記述や表記となるよう工夫

### (3) 保育所保育の構造化を図る

- ①保育指針の内容の構造化  
(第1章の記述がすべての章の根拠となる。各章の関連にも留意)
- ②保育課程に基づく計画と実践・評価  
(保育所の計画性、組織性を重視、計画-実践-評価-改善の連動による質の向上をめざす)

## 3 改定の要点

### (1) 保育所の役割の明確化

- ① 養護と教育を一体的に行うことを特性とする  
(養護と教育の定義を明らかにする。保育所保育の特性や職員の専門性を発揮して行う)
- ② 環境を通して子どもの保育を総合的に行う  
(環境との相互作用、応答性のある環境、計画的な環境構成や環境の再構成の重要性)
- ③ 保護者(保育所に入所する子どもの保護者に対する支援と地域の子育て家庭)への支援

(独立した章を設ける。保護者支援の基本を規定し、入所児の保護者支援を規定等)

④ 今日の課題～社会的責任

○子どもの人権の尊重

(子どもの最善の利益への配慮、子どもの命や子育てを大切にする文化や価値観の醸成)

○地域との交流と説明責任

(次世代育成支援、世代間交流、保護者等への情報提供、説明責任・応答責任等)

○個人情報保護と苦情解決

(「個人情報の保護に関する法律」を踏まえる、苦情解決への組織的対応等)

(2) 保育の内容の改善

① 発達過程の把握による子どもの理解

○誕生から就学までの長期的視野をもって子どもを理解する

○子どもの生活の連続性・発達の連続性に留意する

② 養護と教育が一体的に行われる保育の特性

○保育の内容を具体的に把握するための視点としての養護と教育

○環境を通して行う保育(環境との相互作用・保育環境構成の重要性)

○養護に関わる内容(生命の保持・情緒の安定)、教育に関わる内容(5領域)の個別性と関連性・総合性

○心身の育ちへの配慮(健康な体・自己肯定感・自我の育ち・自己発揮と他者受容)

○人との相互的な関わりへの配慮(人と関わる力を育てる環境・協同的遊び・葛藤の経験)

○個と集団を共に育てること

③ 健康・安全のための体制充実

○子どもの健康増進、疾病への対応、衛生・安全管理における施設長の責任の明確化

○保育士・看護師・栄養士の専門的対応の重要性

○不適切な養育や虐待防止への早期対応の重要性

(関係機関との連携、要保護児童対策地域協議会への参画)

④ 小学校との連携

○顔の見える連携・交流・相互理解(保育所の子どもと小学生、保育士と教員等)

○市町村等の幼保小連携事業による交流や共同研究等

○子どもの育ちを支える資料「保育所保育要録」の作成と小学校への送付

(3) 保護者支援

① 保育所の保護者支援の役割の明確化(保育所の特性と専門性の発揮)

② 保護者との関係構築と保護者の養育力の向上に資する支援の重要性

③ 地域の人、場、機関などの資源の活用とそれらをつなげる支援

(4) 保育の質を高める仕組み

- ①保育所保育指針の位置付けとそれに基づく根拠(エビデンス)のある保育の展開
- ②保育課程による保育所の全体像の把握と具体的実践  
(保育課程の編成―指導計画の作成―保育の記録―自己評価―計画の再構成、児童票の作成、保育所児童保育要録の作成などの連動、一貫性をもった取組)
- ③保育士等の自己評価と保育所の自己評価  
(保育士等の自己評価―保育の着眼手点を持つ、保育の過程を振り返ることの重要性  
保育所の自己評価―保育士等の自己評価を踏まえ職員の共通認識共通理解を図る)

4. 保育所における質の向上のためのアクションプログラムについて

(1)趣旨

保育指針改定を踏まえ、保育現場での質の向上のための取組を支援するための国の施策及び地方公共団体の取組が望ましい施策に関する総合的な行動計画

(2)実施機関

平成20年度から平成24年度までの5年間

(3)概要

- ①保育実践の改善・向上(自己評価ガイドラインの作成など)
- ②子どもの健康・安全の確保(保健対応の明確化、看護師などの専門職員の確保など)
- ③保育士の資質・専門性の向上(研修の体系化の推進・施設長の資格化など)
- ④保育の質を支える基盤の強化(保育環境の改善と財源確保など)

(4)地方公共団体での策定の推奨

①アクションプログラムにおいて、地方公共団体が行うことが望ましいとされている次項について、積極的に取り組む。

- 保育実践上の課題に関する調査研究の支援・活用
- 保育所の関係機関等との積極的な連携及び協力
- 特別の支援を要する子どもの保育の充実
- 保育所の研修内容の充実、外部講師の活用など研修体制の整備
- 専門的な人材や地域の多様な人材の活用
- 保育環境の改善・充実

②各地域の実状を踏まえ、「地方公共団体版アクションプログラム」を策定することが望ましい。



# 保育所児童保育要録

【様式の参考例】

ふりがな		性別		就学先	
氏名				生年月日	平成 年 月 日生
保育所名 及び所在地	(保育所名)	(所在地) 〒	-		
保育期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 ( 年 か月)				
子どもの育ちに関わる事項					
養護(生命の保持及び情緒の安定)に関わる事項			(子どもの健康状態等)		
項目	教育(発達援助)に関わる事項				
健康	・明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。				
	・自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。				
	・健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。				
人間関係	・生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。				
	・身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感を持つ。				
	・社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。				
環境	・身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心を持つ。				
	・身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。				
	・身近な事物を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。				
言葉	・自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。				
	・人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。				
	・日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、保育士や友達と心を通わせる。				
表現	・いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性を持つ。				
	・感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。				
	・生活の中でイメージを豊かにし、さまざまな表現を楽しむ。				
施設長名	(印)			担当保育士名	(印)

- ※ 「子どもの育ちに関わる事項」は子どもの育ってきた過程を踏まえ、その全体像を捉えて総合的に記載すること。
- ※ 「養護(生命の保持及び情緒の安定)に関わる事項」は、子どもの生命の保持及び情緒の安定に関わる事項について記載すること。また、子どもの健康状態等について、特に留意する必要がある場合は記載すること。
- ※ 「教育に関わる事項」は、子どもの保育を振り返り、保育士の発達援助の視点等を踏まえた上で、主に最終年度(5, 6歳)における子どもの心情・意欲・態度等について記載すること。
- ※ 子どもの最善の利益を踏まえ、個人情報保護に留意し、適切に取り扱うこと。

**目的** ○市町村職員への情報提供及び幼稚園教育の理解を促進

## 幼稚園教育要領の改訂について

### 1 幼稚園教育の充実

○幼稚園修了までに育つことが期待される生きる力の基礎となる心情・意欲・態度を育成。

幼稚園教育の基本を踏まえ、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにする。

○今回、新たに以下の内容及び内容の取扱いを示す。

- ★ 食育に関する内容を新たに規定
- ★ 自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること
- ★ 幼児同士が共通の目的を見だし、工夫したり協力したりして実現していくこと
- ★ 規範意識の芽生えを培うこと（体験を重ねながらきまりの必要性に気づく）
- ★ 自ら考えようとする気持ちが育つようにすること
- ★ 話すことに加え、聞くことも重視し、伝え合いができるようになること

### 2 保育所・幼稚園・小学校との連携

★ 幼小の円滑な接続を図るため、幼小の連携を推進。（教員の相互理解、幼児と児童の交流）

○保育所・幼稚園・小学校の三者による連携が求められている。

合同研修、保育士と幼稚園教師、小学校教師の交流、園児と児童の交流など三者の連携を進め、幼児期の教育の成果が小学校につながるようにすることも大切である。

○幼児指導要録の抄本又は写しの送付。（学校教育法施行規則第24条第2項）

### 3 幼稚園における子育ての支援

○幼児の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めたりすること。

幼稚園の施設や機能を開放し、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすようにする。

- ★ 子育ての支援の充実（相談に応じることに加え、情報提供、親子登園、保護者同士の交流の機会を例示として追加）
- ★ 家庭との連携に当たって、保護者の幼児期の教育の理解が深まるようにすること

### 4 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）の充実

★ 預かり保育の配慮事項（預かり保育の計画をたてたり、適切な指導体制を整備した上で教師の責任と指導のもと行うことへの配慮など）